

令和5年度



学校概要 …2～4ページ

- P2 … 本校の教育目標 おもな年間行事
- P3～4 … 学校沿革史

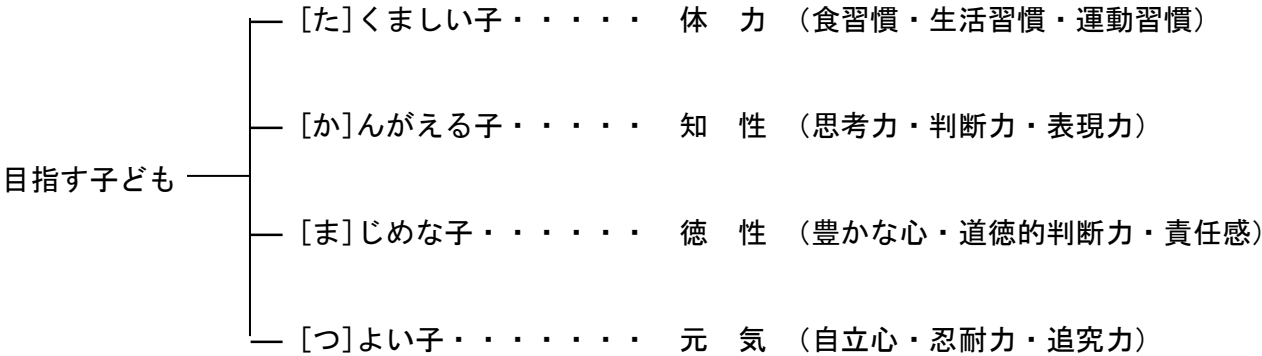
学校生活 …5～13ページ

- P5 … 楽しい学校生活を送るために
- P6 … 週の計画および日課表
- P7～8 … 非常災害時の対応
- P9 … 緊急連絡メールの運用
- P10 … 出欠席の取扱い
- P11 … 学校生活でケガをしたら
- P12 … 転出入の取扱い
- P13 … 学校給食について
- P14 … 給食費・教材費等の集金について
- P15 … 体操服等の購入方法・就学援助制度について

本校の教育目標

「知あり、仁あり、勇気あり」
知・徳・体の調和のとれた心豊かな子どもを育成する。

＜令和5年度スローガン＞
いつでも挑戦 みんなで応援 瞳輝く高松っ子



おもな年間行事

地域の人、自然に支えられて様々な活動を行っています

- 4月 入学式 始業式 PTA総会 交通教室
- 5月 体力テスト PTA 環境整備作業 運動会
- 6月 プール開き 高松・若戸交流学习(5年)
- 7月 学校保健委員会 保護者会 救急法講習会
終業式 プール開放
- 8月 夏休み



- 9月 始業式 夏休み作品展 修学旅行(6年)
- 10月 就学時健康診断
- 11月 学習発表会 マラソン大会
- 12月 保護者会 終業式



- 1月 始業式
- 2月 新1年生体験入学・入学説明会
なわとびコンテスト 学級懇談会
- 3月 6年生を送る会 卒業式 修了式



学校沿革史

～創立から現在まで～ 高松小学校の歴史です

- 明治 6 年 大草村と合同にて、渥美郡第 24 番小学高松学校を設置、正法院を仮校舎とする。
- 明治 8 年 大草と分離する。
- 明治 9 年 高松村中村演劇場を校舎に代用して移る。
- 明治 15 年 校舎が不足して教室一棟を増築する。
- 明治 20 年 学区改正により赤羽根村と合併、渥美郡尋常小学校赤羽根分教場となる。
- 明治 24 年 赤羽根と分離して、尋常小学校高松学校となる。
- 明治 25 年 小学校令により、高松村立高松尋常小学校となり、補習科をおく。
- 明治 27 年 中央の地(中村)に校舎を新築して移る。
- 明治 39 年 町村合併により赤羽根村立高松小学校となる。
- 大正 7 年 高松農業補習学校を併設する。
- 大正 8 年 蔵屋敷に新校舎 3 棟を新築して移る。
- 大正 9 年 旧校舎 2 棟を移し、改築する。
- 昭和 16 年 国民学校令により、赤羽根村立高松国民学校と校名を変更する。
- 昭和 22 年 赤羽根村立高松小学校と校名をかえる。父母と教師の会を結成する。
- 昭和 24 年 大廊下、手洗場新築、運動場の敷地を広げる。
- 昭和 33 年 町制施行に伴い、赤羽根町立高松小学校となる。
- 昭和 35 年 鉄筋コンクリート 2 階建校舎一棟と給食室を新築する。
- 昭和 44 年 鉄筋コンクリート 2 階建校舎一棟と昇降口、便所を新築する。
- 昭和 45 年 低学年用を併置する 6 コース 25 メートルのプールができる。
- 昭和 53 年 古電柱にて、フィールドアスレチックを作る。
- 昭和 55 年 鉄筋コンクリート特別教室(4 教室)を新築する。
- 昭和 59 年 県体力づくり優良実践校の表彰を受ける。
- 昭和 62 年 日本 PTA 全国協議会長より、PTA 活動の功績に対して表彰を受ける。
- 昭和 63 年 愛知県警察本部長より、優良交通少年団として表彰を受ける。歩道設置のため道路を拡張する。
- 平成 元年 校歌碑、飼育舎を新設する。
- 平成 2 年 FBC 花壇コンクール優秀賞、中部善意銀行賞を受ける。
- 平成 3 年 プール内装工事完了、交通少年団活動功労本部長表彰を受ける。
- 平成 5 年 南校舎大改修、児童昇降口、トイレ棟ならびに職員トイレを新築する。
- 平成 5 年 運動場北側にコンビネーション遊具を新設する。
- 平成 6 年 FBC 花壇コンクール優秀賞を受ける。
- 平成 7 年 FBC 花壇コンクール(春)優秀賞を受ける。
- 平成 8 年 文部省指定「地域における生徒指導」発表、渥美郡 PTA 連絡協議会研究発表会にて発表する。
- 平成 10 年 学習指導研究発表「ともに生きるー感性豊かにふるさと高松に関わる子の育成ー」
- 平成 11 年 北校舎等改修工事、明るい社会づくり推進協議会(東三)より表彰を受ける。

- 平成 12 年 すべり台付きジャングルジム新設、校歌額体育館に寄贈(同窓会)。
- 平成 14 年 「学校と家庭を結ぶ推進事業」を県教委より委嘱、校舎耐震診断調査
- 平成 14 年 高松交通少年団活動郡生推委より顕彰される。
- 平成 15 年 2 町合併(田原町・赤羽根町)により、田原市立高松小学校となる。
- 平成 16 年 特殊学級を新設する。
- 平成 16 年 南校舎耐震補強(東壁、北壁工事)をする。
- 平成 18 年 田原市学校保健会より委嘱を受け、研究大会にて発表する。
- 平成 20 年 高松交通少年団田原警察署長より感謝状を受ける。
- 平成 21 年 愛知県警察本部長・愛知県交通安全協会長より表彰を受ける。
- 平成 23 年 防犯少年団感謝状を受ける。(平成 23 年～平成 24 年)
- 平成 24 年 特別支援学級を新設する。
- 平成 25 年 市教育委員会教育課題研究発表(平成 24 年、平成 25 年委嘱)
- 平成 26 年 国旗掲揚塔を改修する。
- 平成 27 年 会議室、6 年教室の床を改修する。
- 平成 28 年 保健室にエアコンを設置する。木製遊具を撤去する。
- 平成 29 年 特別支援学級を新設し、2 学級となる。
バスケットゴール一台を運動場に設置する。
- 平成 30 年 児童昇降口・児童用トイレ建物の改修をする。
児童トイレを一部洋式化する。
- 令和元年 教室にエアコンを設置する。
プール西側万代塀の改修をする。
ビニールハウスを撤去し、物置を設置する。
- 令和2年 新型コロナウイルス感染拡大防止のため4月8日より5月31日まで臨時休業となる。
夏季休業(8月1日より8月16日)、第1学期終業式(8月28日)となる。
理科室・音楽室・図工室・家庭科室・多目的室・給食室に扇風機を設置する。
- 令和3年 体育館に大型スクリーンを設置する。
バックネット・高鉄棒・丸太アスレチックを撤去する。
- 令和4年 市教委より研究委嘱を受け、『仲間とともに学び、考えを深める児童の育成 ～確かな読みの力を育む授業づくり～』とし発表する。(令和2年～令和4年委嘱)

楽しい学校生活を送るために

登 校

- ・通学班ごとに並んで来る(午前 7 時 50 分から午前 8 時 00 分までに着くように)。
- ・遅刻、欠席するときは、通学団班長と学校へ連絡する。

給 食

- ・木曜日にフッ素洗口をする(午後 1 時 40 分～午後 1 時 50 分)。
(希望者のみ)

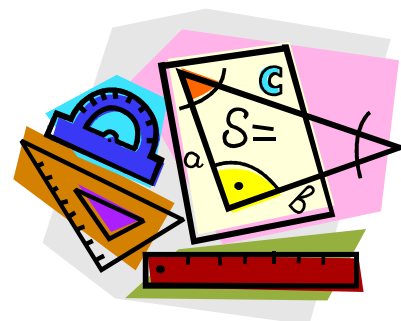
掃 除

- ・月、木曜日は掃除なしとする。



下 校

- ・5時間授業・・・午後 2 時 50 分下校
- ・6時間授業・・・午後 3 時 45 分下校
- ・月曜日
 - 1～3年生・・・午後 2 時 30 分下校
 - 委員会・クラブがある日の4～6年生・・・午後 4 時 10 分
 - 委員会・クラブがない日の4～6年生・・・午後 3 時 25 分下校
- ・木曜日・・・午後 2 時 50 分 一斉下校
- ・最終下校は 午後 4 時 40 分



下 校 後 ～家庭での過ごし方～

- ・子どもだけで校区外に行かない。(赤羽根図書館はよい)
- ・映画、ゲームセンター、ボーリング、カラオケ等に行く場合は、保護者同伴とする。
- ・下校後、遊びに行く時は、行き先や帰宅時刻を知らせる。
- ・自転車に乗る時はヘルメットをかぶり、交通安全のきまりを守る。
- ・午後8時以降は、ゲーム、インターネットを利用したメールやLINE、SNS等の書込・投稿を行わない。

そ の 他

- ・髪の毛をしぼるゴムは、シンプルなものにする。
- ・通学には、ヘルメットをかぶる。防犯ホイッスルか防犯ブザーを身につける。
- ・忘れ物をした時、家に取りに帰らない。

週の計画および日課表

授業は何時間目までであるの？

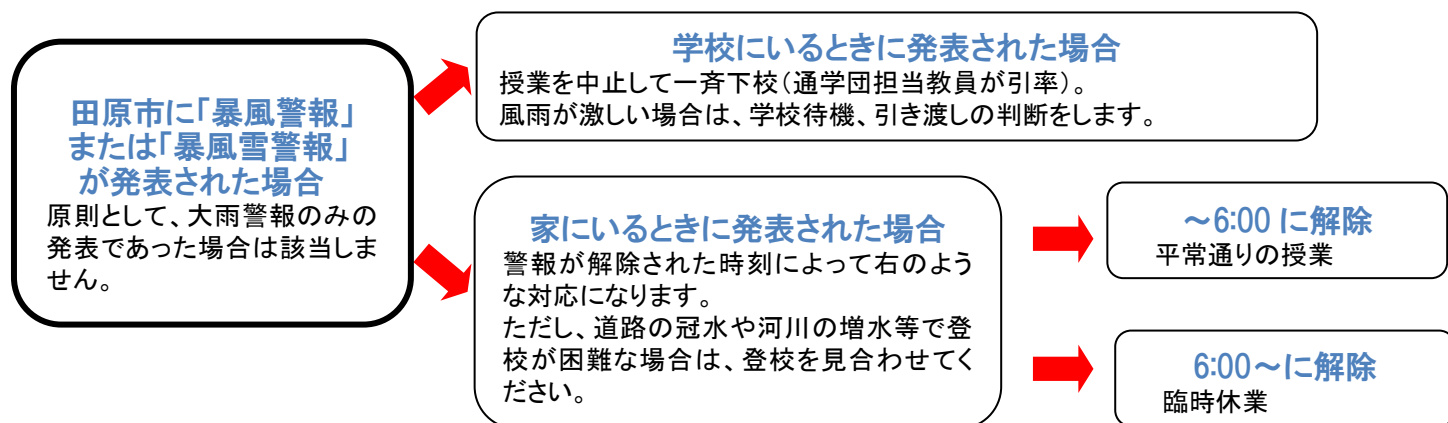
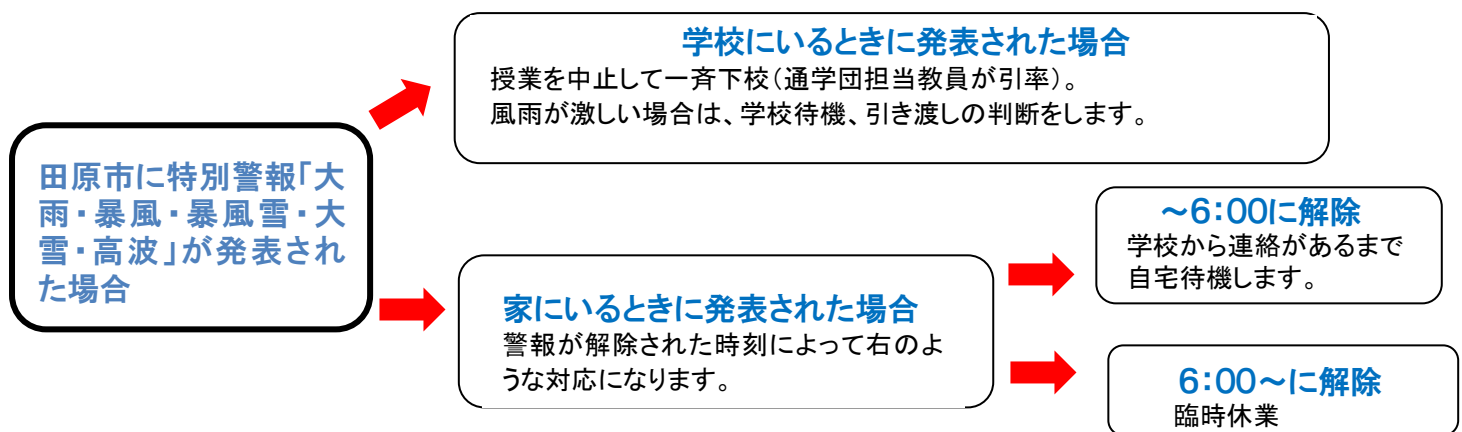
何時に下校するの？

内 容	月	火・水・金	木
朝会・朝の活動	8 : 15 ~ 8 : 30		
朝の会	8 : 30 ~ 8 : 45		
第1時限	8 : 45 ~ 9 : 30		
第2時限	9 : 40 ~ 10 : 25		
休み時間	10 : 25 ~ 10 : 40		
第3時限	10 : 40 ~ 11 : 25		
第4時限	11 : 35 ~ 12 : 20		
給食	12 : 20 ~ 13 : 05		
休み時間	13 : 05 ~ 13 : 30	13 : 05 ~ 13 : 30	13 : 05 ~ 13 : 45
清掃	(清掃なし)	13 : 30 ~ 13 : 45	フッ素洗口 (清掃なし)
第5時限	13 : 30 ~ 14 : 15	13 : 50 ~ 14 : 35	
第6時限	14 : 25 ~ 15 : 10	14 : 45 ~ 15 : 30	
帰りの会	15 : 10 ~ 15 : 20 5限時 : 14 : 15 ~ 14 : 30	15 : 30 ~ 15 : 45 5限時 : 14 : 35 ~ 14 : 50	14 : 35 ~ 14 : 50 一斉下校 (14 : 50)
クラブ・委員会	15 : 20 ~ 16 : 00		
部活動 (希望制)		陸上部・バスケットボール部 音楽部	

- ・月曜日の朝は、朝会を行います (8 : 15 ~ 8 : 30)。
- ・月曜日の6時間目後は、委員会またはクラブを随時行います (15 : 20 ~ 16 : 00)。
- ・木曜朝は草取りを行います。冬季 (12月から2月) は掃除や読書を行います。
- ・月・木曜日は、清掃がありません。木曜日、希望者はフッ素洗口を行います (13 : 40 ~ 13 : 50)。
- ・部活動は、原則、火・水・金曜に行います (最終下校 日没30分前、または、16 : 40)。
- ・木曜日は、一斉下校を行います (14 : 50)。

非常災害時の対応①

台風が発生した時はどうしたらいいの？



※登校時、風雨が強く危険と判断される時は、安全が保証されるまで自宅待機してください。(遅刻扱いにはなりません)
または、保護者が送り届けるなど、家庭で判断し対応してください。

非常災害時の対応②

地震が発生した時はどうしたらいいの？

「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合

「A 調査中」が発表された場合

在宅中に発表された場合

学校から連絡があるまで自宅待機します。

登校中に発表された場合

原則としてそのまま登校します。

在校中に発表された場合

学校内にとどめ、続報を待って、今後の対応についてメール等で連絡します。

下校中に発表された場合

原則としてそのまま下校します。

校外学習中に発表された場合

学校に帰校することを原則とします。なお、臨時情報発表時に、「大津波警報」又は「津波警報」が発表され、津波災害警報区域内にいた場合は、直ちに安全を確保できる高い場所へ避難します。

「B 巨大地震警戒」または
「C 巨大地震注意」が発表された場合

在宅中に発表された場合

学校から連絡があるまで自宅待機します。



在校中に発表された場合

児童の安全を確保した上で、国や市の情報をもとに授業継続か下校かを学校が判断して、保護者にメール等で連絡し、引き取り下校とします。

「D 調査終了」が発表された場合

通常に戻します。登下校についても、通常通り行います。

学校の再開

学校が再開する場合は、メール等で保護者に連絡します。安全に十分配慮し登校します。なお、通学路等の状況により登校が危険なときは、自宅待機してください。(遅刻扱いにはなりません)

緊急連絡メールの運用

行事日程の変更や緊急時連絡をメールで発信します

緊急連絡メールの配信内容

行事日程等の変更、学級閉鎖、台風や事件発生に伴う緊急帰宅、その他の緊急情報などの情報を校長の判断のもと、「ライデンスクール」を利用してメール配信します。

登録のお願い

登録は任意ですが、携帯電話をお持ちでメール機能が使える方は、できるだけ登録をお願いします。

※メール未登録の方につきましては、電話連絡を行います。

登録の方法は、別紙配布の「緊急メール配信システムについて」の【メール受信登録の仕方について】のとおりです。

< 登録上の注意点 >

- ご家族で複数登録することもできます。
- 緊急連絡用であるためすぐに確認できるメールアドレスでの登録をお願いします。
- 迷惑メールを設定していると登録に必要なメールが届きません。ドメイン指定受信設定を行ってください。

メールアドレス変更・退会方法

メールアドレスを変更した場合は、学校にご連絡をお願いします。学校で登録アドレスを削除しますので、初めて登録した時と同じ方法で登録をお願いします。退会したい場合は、学校へご連絡ください。登録のメールアドレスを削除します。

注意事項

- 登録は無料ですが、通信にかかるパケット代は登録者負担となりますのでご了承ください。

個人情報保護について

登録していただいたメールアドレスは、漏えいのないよう責任を持って一括管理します。

また、本システムは学校側からはもちろん、誰もメールアドレスの確認ができない仕組みになっていますので、安心してご登録ください。



出欠席の取扱い

学校を休んでも欠席扱いにならないときとは？

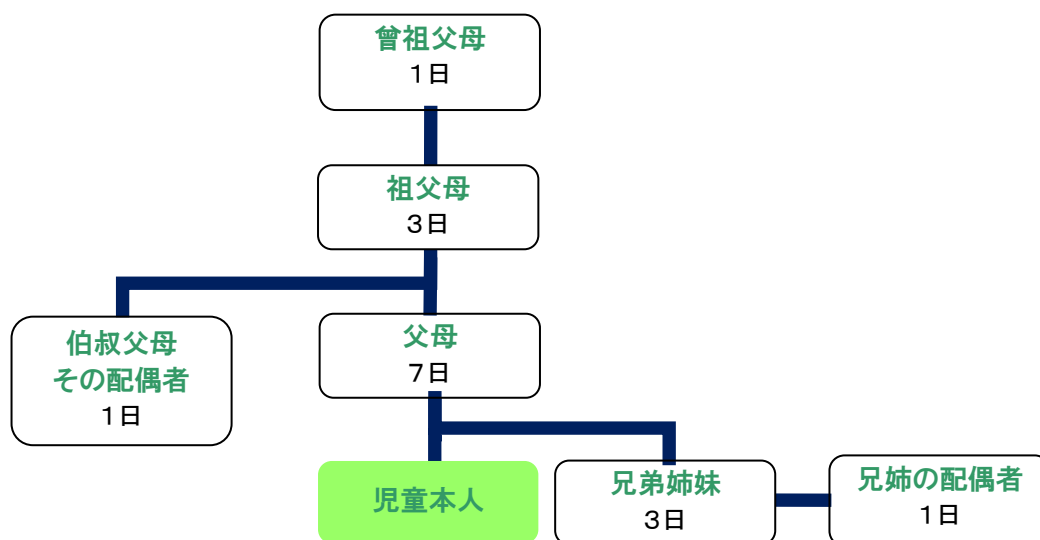
感染症にかかったとき

特定の病気にかかったときは、病気の感染を予防するために以下の表を基準として「出席停止」扱いとなります。

対象となる感染症		出席停止期間の基準 ※医師の指示があった時には、この限りではありません
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 SARS、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ (H5N1 型、H7N9 型)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ 【特定鳥インフルエンザ及び 新型インフルエンザ感染症を除く】	発症した後5日(発熱した日の翌日から5日)を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん(三日ばしか)	発しんが消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱、(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで

親族に不幸があったとき

親族に不幸があり葬儀などに参列するようなとき、以下の図を基準として「忌引き」扱いとなります。



その他

教育上特に必要で、校長が出席しなくてもよいと認めた場合は欠席扱いとならないことがあります。

例えば

- ・私立中学校の受験日
- ・転出入学に伴う移動日
- ・教育課程に基づく学校外の教育活動(対外運動競技やコンクールなど)に参加する日 など

学校生活でケガをしたら

日本スポーツ振興センターの災害共済給付

児童が安心して学校生活をおくれるように、独立行政法人日本スポーツ振興センターが管掌する災害共済給付制度に加入していただいております。これは児童が学校生活の中でケガなどをした場合に、かかった医療費などを基金(国・市町村・保護者の三者から拠出)から負担してもらえといった制度です(田原市では、保護者負担はありません)。

田原市では、平成20年度から子ども医療制度が始まり、小中学校児童生徒は全て福祉医療制度の対象になり、医療費の自己負担がなくなりましたが、学校管理下での傷病等の医療費の給付については、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度を優先しますので、保護者の方は以下のように手続きをお願いします。

- ① 治療を受けた病院等で、福祉医療(母子・障害・子ども)を使用してください。
令和5年度からは窓口負担はありません。
- ② 「医療等の状況」を病院等で記入いただき、学校に提出してください。
- ③ 学校から「保護者記入欄」(下記参照)と書かれた用紙をお渡ししますので、記入し学校に提出してください。

給付金の受取は高額になる場合があるため、学校で保護者の方に直接お渡します。

申請対象

- ・ 学校管理下の傷病であること
- ・ 学校の教育計画に基づく指導を受けているときであること
- ・ 決められた通学路であること
- ・ 医療保険の診療で、診療報酬点数が500点(初診から治療までの医療費と調剤費等の合算額)以上の場合であること

管理下での傷病でも申請できない場合

- ・ 診療報酬点数が、500点未満の場合(市役所保険年金課または渥美支所の市民生活課、赤羽根市民センターで医療費還付の手続きをとり、支払った医療費の払い戻しを受ける)
- ・ 交通事故などの第三者行為の場合
- ・ 医療保険外診療の場合

時効

- ・ 給付事由が生じた日から2年間請求を行わないときは、時効となります。

保護者記入欄 (全員、学校へ提出して下さい)

令和 年 月 日

田原市立 学校長様

年 組 児童生徒名

保護者氏名

医療費助成制度利用状況について

今月請求の災害(けが・病気)における医療費の支払いは次のとおりです。

※各表、太枠内の当てはまる箇所1か所に○印をつけてください。

医療費等について	該当するところ ひとつに○印
医療機関窓口にて自己負担による支払いをした。 (医療費助成制度利用なし) ※医療保険適用外のもの(初診時選定療養費、文書料、松葉杖レンタル料等)は含まれません。 ※医療機関(病院・接骨院・薬局等)の領収書の原本を提出してください (コピー不可)。領収書は後日お返しいたします。	
医療機関窓口にて 自己負担による支払いをしていない。 (利用した医療費助成制度名)	① 子ども医療費助成制度 ② 母子父子家庭等医療費助成制度 ③ 障害者医療費助成制度 ④ その他()

治療用装具を購入した場合は、右の欄に○印をつけてください。
※装具制作会社、医療器材店又は医療機関の領収書の原本を提出してください(コピー不可)。領収書は後日お返しいたします。

現住所		田原市内
当てはまる場所に○印		田原市外()市

転出入の取扱い

転校するときはどうしたらいいの？

転校などが決まったら、まずは学校までご連絡ください。

① 現在の学校へ連絡

- ・在学証明書
- ・教科用図書給与証明書

この2点を発給します



② 田原市役所市民環境部市民課へ

- ・転出の手続きをする



③ 転出先の市区町村役場へ

- ・転出先の市町村市役所で転入の手続きをする
- ・転出先の教育委員会へ行って、①の在学証明書・教科用図書給与証明書を提示し、転入学通知書を発給してもらう(転入先の学校の決定)



④ 転入先の学校へ

転入先の学校に連絡をして、

- ・在学証明書
- ・教科用図書給与証明書
- ・転入学通知書

この3点を提出してください

・在学証明書

学籍をはじめとする、学校間の引き継ぎのための書類

・教科用図書給与証明書

使っていた教科書が新しい学校で使用するものと同じかどうかを確認するための書類
教科書は新しい学校でも使用する可能性がありますので、処分しないでください

・転入学通知書

転入先の教育委員会から、新しい学校へ入学決定を知らせるための通知

学校給食について

欠食の取扱いと食物アレルギーの対応について

アレルギー除去食の提供

田原市では、保護者が学校給食において、除去食などの食物アレルギー対応を希望する場合は、まず、お子様の体の状態を医師に診断していただき、その結果（指示）に基づいて対応をしています。詳しくは学校まで問い合わせください。

長期欠席時の給食数の変更について

長期欠席時に欠食を希望する場合は、担任または養護教諭にお申し出ください。

1 欠食について

インフルエンザ罹患による出席停止や入院などにより長期に渡り欠席をする場合、変更日の2営業日前の正午までに給食センターへ連絡をすれば給食数を変更（欠食）することができます。

例）インフルエンザによる出席停止の場合 … 発症後5日間かつ解熱後2日出席停止

欠食を希望する場合	木	金	土	日	月	火	水	木	金
木曜日に発熱 インフルエンザと診断	発熱	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止 欠食			
金曜日の午前中までに連絡をお願いします									
土曜日に発熱 インフルエンザと診断			発熱	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止 欠食	出席停止 欠食	
月曜日の午前中までに連絡をお願いします									

1 日分欠食となります。

2 日分欠食となります。

2 再発注について

・欠食後の給食数の変更（再発注）についても変更日の2営業日前の正午までになります。欠食にした給食の再発注が間に合わない場合は、学校で給食を用意できません。お弁当の用意をお願いすることになりますのでご了承ください。

3 その他

・学級閉鎖の場合は、希望の有無にかかわらず学校で欠食の手続きを行います。

給食費・教材費等集金について

保護者が負担しなくてはならないお金とは？

学校の教育活動を支え充実したものにしていくために、PTA活動や児童個人に還元されるものについては、保護者の方に負担していただいています。ご理解とご協力をお願いいたします。

主な種類	主な内訳	預かり金額	集金方法
給食費	給食をつくるための材料費	毎月約 4,000 円(1 食あたり 230 円) 毎月 15 日前後にお知らせします。	※原則として 25 日あたりに口座振替にて集金
教材費 学級費	ドリルやワークブックなどの副教材、 工作や調理実習などの材料、社会 見学の費用、修学旅行・卒業アルバムの 積み立て等	年度や学年によって金額が異なります。 毎月 15 日前後にお知らせします。	
PTA 会費	PTA 活動のための諸費用	年 3,000 円(1 世帯あたりの金額)	5月に年間分を 口座振替にて 集金

給食費および教材費・学級費の集金を、「愛知みなみ農業協同組合」の個人口座から学校の預かり金口座へ振替をさせていただいております。入学時（転入時）に金融機関の預金口座を用意していただき「預金口座振替依頼書」のご提出をお願いしています。在学中に預金口座の変更を希望する場合は、学校までご連絡ください。引落日は「集金のお知らせ」でお知らせします。8月・3月の引落はありません。

※集金額と振替手数料（55円）の合計金額が引き落とされます。

体操服等の購入方法

学校生活で使用する物品の購入方法は？

学校生活で使用する物品の購入方法について以下の通りです。学校指定でないものは、どこで購入してもよいです。

物品名	金額 税別(令和3年3月現在)	学校指定	取扱店
給食白衣	1,870円～		山作
給食帽子	270円		TEL0531-45-2173
給食袋	330円		タマコシ
体操服(長袖)	3,780円～	○	TEL0531-22-0562
体操服(長ズボン)	3,564円～	○	
体操服(半袖シャツ)	2,160円～	○	
体操服(ハーフパンツ)	2,808円～	○	
つばつき赤白帽子	880円		
体育館シューズ	1,860円～		
上靴(白)	780円～		
ヘルメット	2,510円	○	
ヘルメット用校章シール	110円	○	
水着・男	1,560円～		
水着・女(スカート付き以外)	2,080円～		
水着帽(学年色)	504円		

※体育館シューズについては、従来の高松小学校指定のAでも、マジックテープで留める方式のBでも結構です。Bの中敷きは、取外し可能で、サイズの調節ができるそうです。(赤羽根中学校と同じ体育館シューズも可能。ただし、紐靴なので、高学年からが望ましいです)

円～※サイズによって金額が変わります

A



B



就学援助制度

経済的理由により就学が困難であると認められる児童の保護者の方へ

就学援助制度とは？

田原市では、小中学校へ通学させる上で経済的に困りの家庭に対して、学用品費や給食費等を援助する事業を行っております。申請を希望される場合や相談がある場合は、**学校**(TEL0531-45-2068)又は**田原市教育委員会教育総務課**(TEL0531-23-3530)までお問い合わせください。

援助の内容

学用品費、通学用品費、修学旅行費、新入学学用品費、学校給食費

※ 援助額は学年により異なります。



田原市立高松小学校

所在地 〒441-3501 愛知県田原市高松町蔵屋敷 18

電話 0531 - 45 - 2068

FAX 0531 - 45 - 3962

Email taka-e@city.tahara.aichi.jp

HP <http://www.city.tahara.aichi.jp/edu/takamatsusyou/>